

## 非常時の対応について

- (1) 当日の午後3時の時点で、世田谷区に「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれも発令されていない場合は、平常授業とする。  
注意報では特別な対応はとらない。警報の発令は、インターネット、NHK、民間放送のテレビ・ラジオ等の気象庁発表の情報で確認する。
- (2) 当日の午後3時の時点で、世田谷区に「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合は、自宅学習とする。
- (3) 当日の午後3時の時点で、自分の居住地または勤務地に「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合は、安全を最優先に考えて判断する。その場合、遅刻・欠席については配慮される。
- (4) 悪天候に限らず、交通機関の混乱等、非常時の登校は無理をせず、安全を最優先に考えて判断する。その場合、遅刻・欠席については配慮される。
- (5) 悪天候等により給食が実施できない場合は、1・2時限の授業を行い、3・4時限目を自宅学習とする。給食が実施できない場合、原則として返金の対象にはならない。